第七条　特定措置の履行要求の禁止

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。

(h)　自国の区域に特定地域又は世界市場に向けた当該投資家の事業本部を設置すること。

(i)　自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(j)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

(k)　当該投資家と自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体との間で任意に締結される現行又は将来のライセンス契約について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。

(i)　当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額

(ii)　当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

この(k)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

2　いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e)　輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3　(a)　2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b)　1(g)及び(k)の規定は、司法上又は行政上の手続の結果として競争法に基づいて反競争的と決定された行為を是正する目的のために、司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1(g)又は(k)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用されない。

(c)　1(g)の規定は、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用されない。

(d)　2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

5　2の規定は、租税に関する各締約国の法令に従って与えられる待遇については、適用しない。

第八条　透明性

1　各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であって、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとするよう努める。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供するよう努める。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条　公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために努力を払う（適当な措置をとるよう努めることを含む。）。

第十一条　投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資に関連する事業活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　公共の目的のためのものであること。

(b)　差別的なものでないこと。

(c)　2から4までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d)　正当な法の手続に従って実施するものであること。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。